

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 3 月 1 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

町田市職員退職手当支給条例（昭和３３年２月町田市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条及び第５条を削る。

第３条の見出し中「普通退職の場合の」を削り、同条第１項中「第４条第１項又は第５条第１項の規定に該当する場合を除くほか、」を削り、同項第２号中「１００分の３００」を「１００分の２４０」に改め、同項第３号中「１００分の１００」を「１００分の９０」に改め、同項第４号中「１００分の１３５」を「１００分の１３０」に改め、同項第５号中「１６年以上２０年以下」を「１６年以上３０年以下」に、「１００分の１５０」を「１００分の１６０」に改め、同項第６号中「２１年以上２５年以下」を「３１年以上３３年以下」に、「１００分の１６５」を「１００分の１５０」に改め、同項第７号中「２６年以上３０年以下」を「３４年以上」に、「１００分の１８０」を「１００分の５０」に改め、同項第８号を削り、同条第２項中「５０」を「４５」に改め、同条を第５条とする。

第２条の４第１項中「第６条の２」を「第７条」に改め、「調整額」の次に「（以下単に「退職手当の調整額」という。）」を加え、同条第２項を次のように改める。

２ 退職手当の調整額は、第５条第１項に規定する退職した者のうち、次に掲げるものに支給する。

（１）定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、町田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年９月町田市条例第３１号）第４条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で町田市規則で定めるもの、町田市規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（以下「定年退職者等」という。）

（２）地方公務員法第２８条第１項第４号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受

け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者
第2条の4を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公務等によることの認定の基準）

第4条の2 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上又は通勤による
ものかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第
121号）の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実
施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

第2条の3を第3条とする。

第6条を削る。

第6条の2中「第4条第1項」を「第4条第2項第1号」に、「第5条第1項」を
「第4条第2項第2号」に改め、「第4条及び」を削り、同条を第6条とする。

第7条を次のように改める。

（公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第4条第2項第1号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第
2号の規定に該当する者に対する第5条の規定の適用については、同条中「の給料
月額」とあるのは、「の給料月額及び給料月額に100分の10を乗じて得た額の
合計額」とする。

第7条の2第1項第1号中「18点」を「35点」に改め、同項第2号中「14点」
を「30点」に改め、同項第3号中「10点」を「25点」に改め、同項第4号中「9
点」を「20点」に改め、同項第5号中「7点」を「15点」に改め、同項第6号中
「5点」を「10点」に改め、同項第7号を削る。

第7条の4第1項中「第5条第1項」を「第4条第2項第2号」に改める。

第8条第6項ただし書中「第4条又は第5条の規定による」を「第4条第2項に該
当する者の」に改める。

附則に次の2項を加える。

5 平成25年3月31日に退職した者に係る第3条及び第4条の規定の適用につい

ては、第3条及び第4条中「退職の日」とあるのは、「平成24年12月31日」とする。

- 6 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年3月町田市条例第 号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同条例附則第5項から第7項までの規定による差額に相当する額等との合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定（附則第5項を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定の適用を受ける者（次項の適用を受ける者を除く。）で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に退職したものの退職手当の基本額については、同条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第1の支給率の欄に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 改正後の条例第5条の規定の適用を受ける者のうち、改正後の条例第4条第2項に規定する者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職したものの退職手当の基本額については、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。
- （1）平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 その者の退職の日における給料月額（改正後の条例第6条及び第7条に規定する者については、当該規定に定める合計額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に

応じて附則別表第 2 の支給率の欄に定める率を乗じて得た額

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 その者の最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第 3 の支給率の欄に定める率を乗じて得た額

4 改正後の条例第 7 条の 2 の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職したものの調整額点数については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、それぞれ当該各号に定める点数とする。

(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間 附則別表第 4 に定める点数

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 附則別表第 5 に定める点数

5 改正後の条例第 7 条の 2 の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職したものの調整額については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間 調整額点数 1 点につき 1 , 2 0 0 円を乗じた額

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 調整額点数 1 点につき 1 , 1 0 0 円を乗じた額

6 改正後の条例第 7 条の規定の適用については、同条中「 1 0 0 分の 1 0 」とあるのは、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間 1 0 0 0 分の 5 0

(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間 1 0 0 0 分の 7 5

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (平成元年

3月町田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第1項及び第6条」を「第4条第2項第2号、第4条の2及び第7条」に改める。

(公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部改正)

8 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例(平成14年3月町田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条第1項及び第6条」を「第4条第2項第2号及び第4条の2」に改める。

附則別表第1(附則第2項関係)

勤続期間	支給率
1年	0.60
2年	1.20
3年	1.80
4年	2.40
5年	3.00
6年	5.60
7年	6.53
8年	7.46
9年	8.40
10年	9.33
11年	10.65
12年	11.96
13年	13.28
14年	14.60
15年	15.91
16年	17.48

17年	19.05
18年	20.61
19年	22.18
20年	23.75
21年	25.36
22年	26.98
23年	28.60
24年	30.21
25年	31.83
26年	33.50
27年	35.16
28年	36.83
29年	38.49
30年	40.16
31年	41.71
32年	43.26
33年	44.81
34年	45.70
35年	46.58
36年以上	46.66

附則別表第2（附則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.0
2年	2.0
3年	3.0

4 年	4 . 0
5 年	5 . 0
6 年	6 . 8
7 年	8 . 0
8 年	9 . 2
9 年	1 0 . 3
1 0 年	1 1 . 4
1 1 年	1 3 . 1
1 2 年	1 4 . 6
1 3 年	1 6 . 3
1 4 年	1 7 . 8
1 5 年	1 9 . 5
1 6 年	2 1 . 3
1 7 年	2 3 . 1
1 8 年	2 4 . 9
1 9 年	2 6 . 7
2 0 年	2 8 . 5
2 1 年	3 0 . 3
2 2 年	3 2 . 1
2 3 年	3 3 . 9
2 4 年	3 5 . 7
2 5 年	3 7 . 5
2 6 年	3 9 . 3
2 7 年	4 1 . 1
2 8 年	4 2 . 9

29年	44.7
30年	46.5
31年	48.0
32年	49.5
33年	51.0
34年	51.5
35年以上	52.0

附則別表第3（附則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	0.8
2年	1.6
3年	2.4
4年	3.2
5年	4.0
6年	6.1
7年	7.1
8年	8.2
9年	9.2
10年	10.2
11年	11.7
12年	13.1
13年	14.6
14年	16.0
15年	17.5
16年	19.2

17年	20.9
18年	22.6
19年	24.3
20年	26.0
21年	27.7
22年	29.4
23年	31.1
24年	32.8
25年	34.5
26年	36.2
27年	37.9
28年	39.6
29年	41.3
30年	43.0
31年	44.5
32年	46.0
33年	47.5
34年	48.0
35年以上	48.5

附則別表第4（附則第4項関係）

調整額区分	点 数
第1号区分	26.6
第2号区分	22.0
第3号区分	17.0
第4号区分	13.6

第 5 号区分	1 0 . 0
第 6 号区分	5 . 0

附則別表第 5 (附則第 4 項關係)

調整額区分	点 数
第 1 号区分	3 0 . 8
第 2 号区分	2 6 . 0
第 3 号区分	2 1 . 0
第 4 号区分	1 6 . 8
第 5 号区分	1 2 . 5
第 6 号区分	7 . 5

改正後	改正前
(退職手当の支払) <u>第 3 条 略</u> (一般の退職手当) <u>第 4 条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 7 条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 7 条の 2 の規定により計算した退職手当の調整額(以下単に「退職手当の調整額」という。)を加えて得た額とする。</u> <u>2 退職手当の調整額は、第 5 条第 1 項に規定する退職した者のうち、次に掲げるものに支給する。</u> (1) <u>定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、町田市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年 9 月町田市条例第 31 号)第 4 条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で町田市規則で定めるもの、町田市規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(以下「定年退職者等」という。)</u> (2) <u>地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者</u> <u>(公務等によることの認定の基準)</u> <u>第 4 条の 2 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上又は通勤によるものかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</u>	(退職手当の支払) <u>第 2 条の 3 略</u> (一般の退職手当) <u>第 2 条の 4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 6 条の 2 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 7 条の 2 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</u> <u>2 退職手当の調整額は、次条第 1 項の規定に該当する場合には支給しない。</u>

改正後	改正前
(退職手当の基本額) <u>第 5 条</u> 退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げる者を含む。))に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を、次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 略 (2) 6 年については、<u>100 分の 240</u> (3) 7 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき <u>100 分の 90</u> (4) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき <u>100 分の 130</u> (5) <u>16 年以上 30 年以下の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 160</u> (6) <u>31 年以上 33 年以下の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 150</u> (7) <u>34 年以上の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 50</u> 2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に <u>45</u> を乗じて得た額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に <u>45</u> を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。	(<u>普通退職の場合の退職手当の基本額</u>) <u>第 3 条</u> <u>第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に該当する場合を除くほか、</u>退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げる者を含む。))に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を、次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 略 (2) 6 年については、<u>100 分の 300</u> (3) 7 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき <u>100 分の 100</u> (4) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき <u>100 分の 135</u> (5) <u>16 年以上 20 年以下の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 150</u> (6) <u>21 年以上 25 年以下の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 165</u> (7) <u>26 年以上 30 年以下の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 180</u> (8) <u>31 年以上の期間</u>については、1 年につき <u>100 分の 165</u> 2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に <u>50</u> を乗じて得た額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に <u>50</u> を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。 (<u>定年退職等の場合の退職手当の基本額</u>) <u>第 4 条</u> <u>定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、町田市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年 9 月町田市条例第 31 号)第 4 条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で町田市規則で定めるもの、町田市規則で定める傷病</u>

改正後	改正前
	<u>により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u> <u>(1) 1年以上10年以下の期間については、</u> <u>1年につき100分の140</u> <u>(2) 11年以上15年以下の期間については、</u> <u>1年につき100分の190</u> <u>(3) 16年以上30年以下の期間については、</u> <u>1年につき100分の200</u> <u>(4) 31年以上33年以下の期間については、</u> <u>1年につき100分の150</u> <u>(5) 34年以上の期間については、1年につき100分の60</u> <u>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に59.2を乗じて得た額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に59.2を乗じて得た額をもって、その者に対して支給する退職手当の基本額とする。</u> <u>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</u> <u>第5条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項の退職手当の基本額の計算について準用する。</u> <u>(公務等によることの認定の基準)</u> <u>第6条 任命権者は、退職の理由となった傷病または死亡が公務上または通勤によるも</u>

改正後	改正前
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) <u>第 6 条 第 4 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者(町田市規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)</u>又は<u>第 4 条第 2 項第 2 号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間(この条において「勤続期間」とは、第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定により計算した在职期間をいう。)</u>が 25 年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する第 5 条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日に属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」とする。 <u>(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)</u> <u>第 7 条 第 4 条第 2 項第 1 号に規定する通勤による災害により退職した者及び同項第 2 号の規定に該当する者に対する第 5 条の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額及び給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額」とする。</u> (退職手当の調整額) 第 7 条の 2 退職した者に対する退職手当の調	<u>のかどうかを認定するに当っては、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の規定により職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。</u> (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) <u>第 6 条の 2 第 4 条第 1 項の規定に該当する者</u>(町田市規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。又は<u>第 5 条第 1 項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間(この条において「勤続期間」とは、第 8 条第 1 項から第 5 項までの規定により計算した在职期間をいう。)</u>が 25 年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から 10 年を減じた年齢以上であるものに対する<u>第 4 条及び第 5 条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日に属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額」とする。</u> <u>第 7 条 削除</u> (退職手当の調整額) 第 7 条の 2 退職した者に対する退職手当の調

改正後	改正前
整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)1点につき 1,000 円を乗じた額とする。 (1) 第 1 号区分 <u>35 点</u> (2) 第 2 号区分 <u>30 点</u> (3) 第 3 号区分 <u>25 点</u> (4) 第 4 号区分 <u>20 点</u> (5) 第 5 号区分 <u>15 点</u> (6) 第 6 号区分 <u>10 点</u> 2～4 略 (一般の退職手当の額に係る特例) 第 7 条の 4 <u>第 4 条第 2 項第 2 号</u>に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。 (1)～(4) 略 2 略 (勤続期間の計算) 第 8 条 略 2～5 略 6 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、6 月以上の端数はこれを 1 年とし、6 月未満の端数はこれを切り捨てる。ただし、<u>第 4 条第 2 項に該当する者の退職手当の基本額を計算する場合</u>については、これを 1 年とする。	整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)1点につき 1,000 円を乗じた額とする。 (1) 第 1 号区分 <u>18 点</u> (2) 第 2 号区分 <u>14 点</u> (3) 第 3 号区分 <u>10 点</u> (4) 第 4 号区分 <u>9 点</u> (5) 第 5 号区分 <u>7 点</u> (6) 第 6 号区分 <u>5 点</u> <u>(7) 第 7 号区分 零点</u> 2～4 略 (一般の退職手当の額に係る特例) 第 7 条の 4 <u>第 5 条第 1 項</u>に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。 (1)～(4) 略 2 略 (勤続期間の計算) 第 8 条 略 2～5 略 6 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、6 月以上の端数はこれを 1 年とし、6 月未満の端数はこれを切り捨てる。ただし、<u>第 4 条又は第 5 条の規定による退職手当の基本額を計算する場合</u>については、これを 1 年とする。

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
7～9 略 附 則 1～4 略 <u>5 平成 25 年 3 月 31 日に退職した者に係る第 3 条及び第 4 条の規定の適用については、第 3 条及び第 4 条中「退職の日」とあるのは、「平成 24 年 12 月 31 日」とする。</u> <u>6 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年 3 月町田市条例第 号)附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同条例附則第 5 項から第 7 項までの規定による差額に相当する額等との合計額とする。</u>	7～9 略 附 則 1～4 略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(一般派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例) 第 6 条 一般派遣職員に関する町田市職員退職手当支給条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 13 号)<u>第 4 条第 2 項第 2 号、第 4 条の 2 及び第 7 条の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</u>	(一般派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例) 第 6 条 一般派遣職員に関する町田市職員退職手当支給条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 13 号)<u>第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</u>

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(職務に復帰した職員等に関する町田市職員退職手当支給条例の特例) 第 7 条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における町田市職員退職手当支給条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 13 号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第 4 条第 2 項第 2 号及び第 4 条の 2 に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は同条例第 4 条第 2 項第 1 号及び第 4 条の 2 に規定する通勤による傷病とみなす。 2・3 略	(職務に復帰した職員等に関する町田市職員退職手当支給条例の特例) 第 7 条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における町田市職員退職手当支給条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 13 号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第 5 条第 1 項及び第 6 条に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は同条例第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する通勤による傷病とみなす。 2・3 略